

美浜町監査告示第1号

地方自治法（昭和22年法律67号）第199条第4項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年12月1日

美浜町監査委員 山田正敏
美浜町監査委員 森川元晴

1 監査の期日

令和7年9月25日から令和7年11月27日まで

2 対象部署

〔定期監査〕

布土小学校、河和中学校、

布土保育所、奥田保育所、わかば園

総務部（総務課、地域戦略課、防災課、税務課）

厚生部（住民課、福祉課、健康・子育て課、環境課）

産業建設部（産業課、建設課、都市整備課、水道課）

会計課、教育部（学校教育課、生涯学習課）

議会事務局、監査委員事務局

〔財政的援助団体等に対する監査〕

美浜東部保全広域運営委員会、美浜西部保全会

みはま奥田保全会、美浜上野間保全会、知多南部保全会

3 監査方法及び内容

監査書類の提出又は提示を求め、財務に関する事務の執行及び事務事業の管理が法令等に基づき適正かつ効果的に運用されているか関係職員から説明を聴取して実施した。また、管理職の事務引継が適切に処理されているか確認をした。

4 監査の結果

財務に係る事務処理は、おおむね適正に処理されていると認められた。

[定期監査]

財政運営においては、事務の合理化と共に経費の削減に、引き続き努力していただき、資金収支が健全かつ効率的に行われることをお願いしたい。

また、事務事業の執行にあたっては、最小の経費で最大の効果を挙げるよう取捨選択すると共に、速やかな事業展開を望むものである。

今後、地方税収減少の課題、少子・超高齢化社会に加え人口減少の課題及び施設の老朽化など様々な課題に対し、国・県からの交付金や補助金等を活用しながら、中長期計画に沿って持続可能な行財政基盤を確立しつつ、身の丈にあった行財政運営を心掛けるよう要望する。

[財政援助団体等に対する監査]

(1) 多面的機能支払交付団体

美浜東部保全広域運営委員会、美浜西部保全会

みはま奥田保全会、美浜上野間保全会、知多南部保全会

補助金の交付申請書及び実績報告書など関係書類の確認、関係職員の説明聴取等により監査したところ、適正に執行されているものと認められた。

なお、今後も適正な補助金交付事務処理に努めるとともに、地域協働で行う地域資源（農地、水路、農道等）の保全管理に努めていただきたい。